

千葉市指定金融機関等の検査に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第168条の4の規定に基づく指定金融機関等の検査に関し、必要な事項を定める。

(検査対象)

第2条 会計管理者は、次の各号に掲げる金融機関（以下「検査対象金融機関」という。）に対して、定期的に検査を実施することができる。

- (1) 指定金融機関
- (2) 指定代理金融機関
- (3) 収納代理金融機関

(検査方法)

第3条 会計管理者は、年1回検査を実施するものとする。

- 2 検査を実施する金融機関（以下「検査実施金融機関」という。）は、指定金融機関の本店及び検査対象金融機関から会計管理者が指定した金融機関の本店及び支店とする。
- 3 会計管理者は、検査日程等を事前に検査実施金融機関へ通知するものとする。
- 4 前3項にかかわらず、会計管理者は必要性があると認められるときは、臨時に検査対象金融機関の検査を実施することができる。

(検査項目)

第4条 会計管理者は、次の各号に掲げる事項を検査する。

- (1) 関係書類の記載内容
- (2) 関係書類の保存・保管状況
- (3) 千葉市公金の送付経路・日数
- (4) その他、会計管理者が必要と認める事項

(検査結果の通知)

第5条 会計管理者は、検査終了後、検査実施金融機関に検査結果を通知するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、金融機関の検査に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。